

今治市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

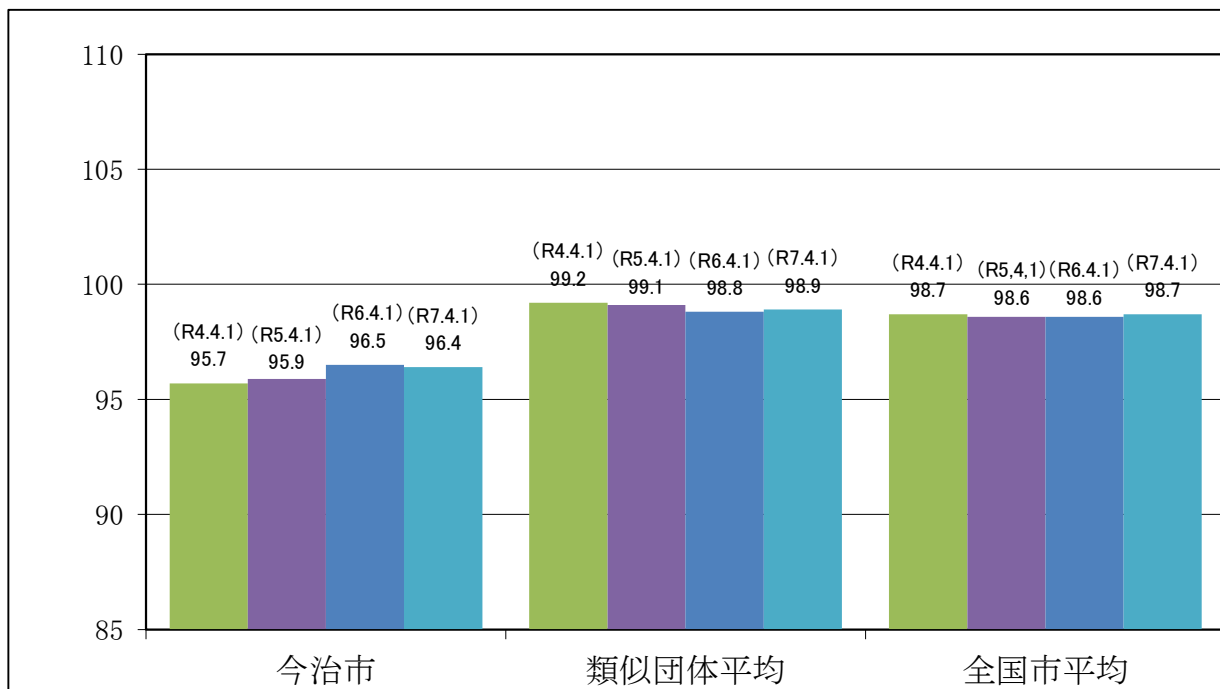
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
令和6	147,702	80,762,107	3,583,864	13,850,869	17.2	16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	千円	千円
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6	1,197	4,588,289	966,448	1,865,192	7,419,929	6,199	6,244

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施時期、具体的な内容）

<p>【実施時期】 令和7年4月1日から</p> <p>【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。</p> <p>【その他】 他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を踏まえて見直しを実施。</p>

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

<p>（支給割合）今治市は国基準における地域手当の対象外のため0%</p> <p>派遣などにより職員が地域手当の対象となる地域に居住する場合は、見直し後の国基準の支給割合に準じた地域手当を支給するよう見直しを実施。（平成27年4月1日実施）</p>
--

③ その他の見直し内容

<p>扶養手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）</p>
--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
今治市	45.0 歳	332,800 円	405,640 円	366,928 円
愛媛県	42.0 歳	325,485 円	411,533 円	355,258 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.6 歳	330,581 円	406,804 円	367,389 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
今治市	55.4 歳	19 人	281,200 円	306,425 円	290,310 円	—	—	—	—
うち清掃職員	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	廃棄物処理従業員	48.0 歳	320,600 円	—
うち学校給食員	54.9 歳	6 人	265,800 円	278,017 円	273,883 円	調理士	48.0 歳	235,100 円	1.18
うちその他技術員	55.7 歳	13 人	288,200 円	319,416 円	297,793 円	—	—	—	—
愛媛県	56.5 歳	161 人	336,989 円	367,590 円	344,691 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	54.2 歳	34 人	317,679 円	356,022 円	333,539 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
今治市	—	—	—
うち清掃職員	—	—	—
うち学校給食員	4,547,704 円	3,094,000 円	1.47
うちその他技術員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和4～令和6年度の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		今 治 市	愛 媛 県	国
一般行政職	大 学 卒	223,000 円	226,953 円	220,000 円
	高 校 卒	191,300 円	195,667 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	168,800 円	193,655 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

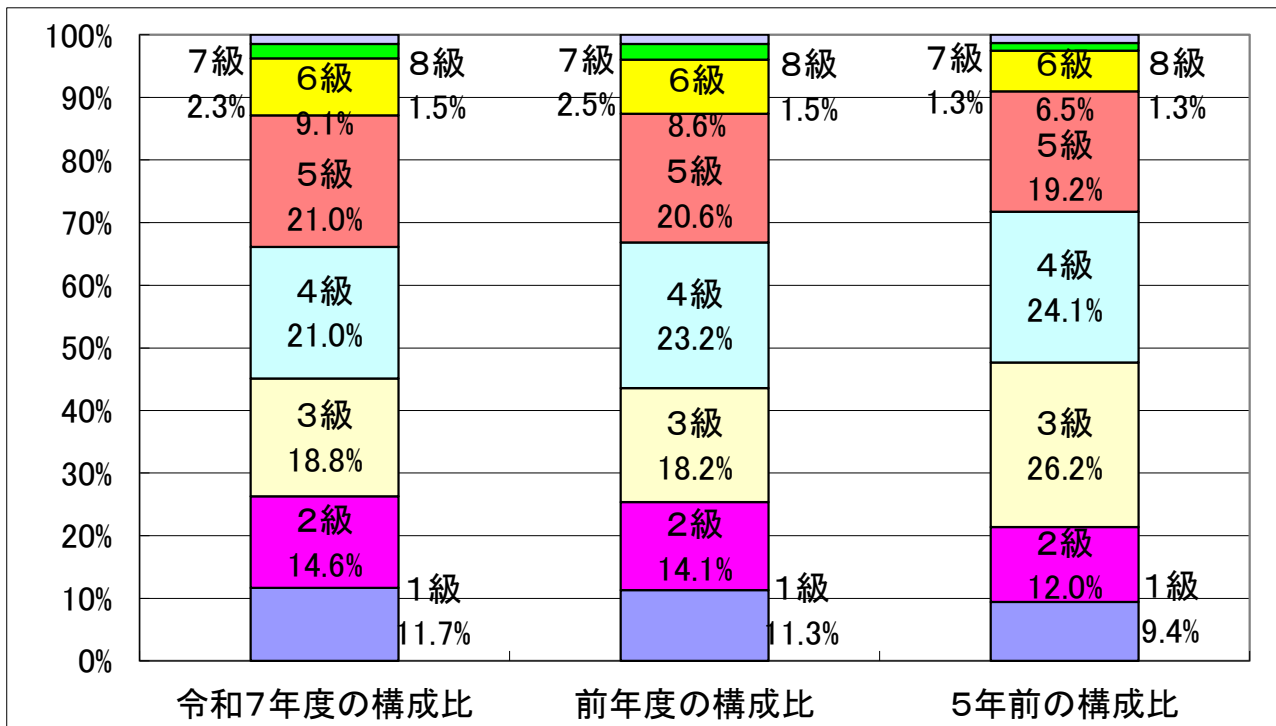
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	286,062 円	360,438 円	383,271 円	395,926 円
	高 校 卒	— 円	— 円	376,000 円	369,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

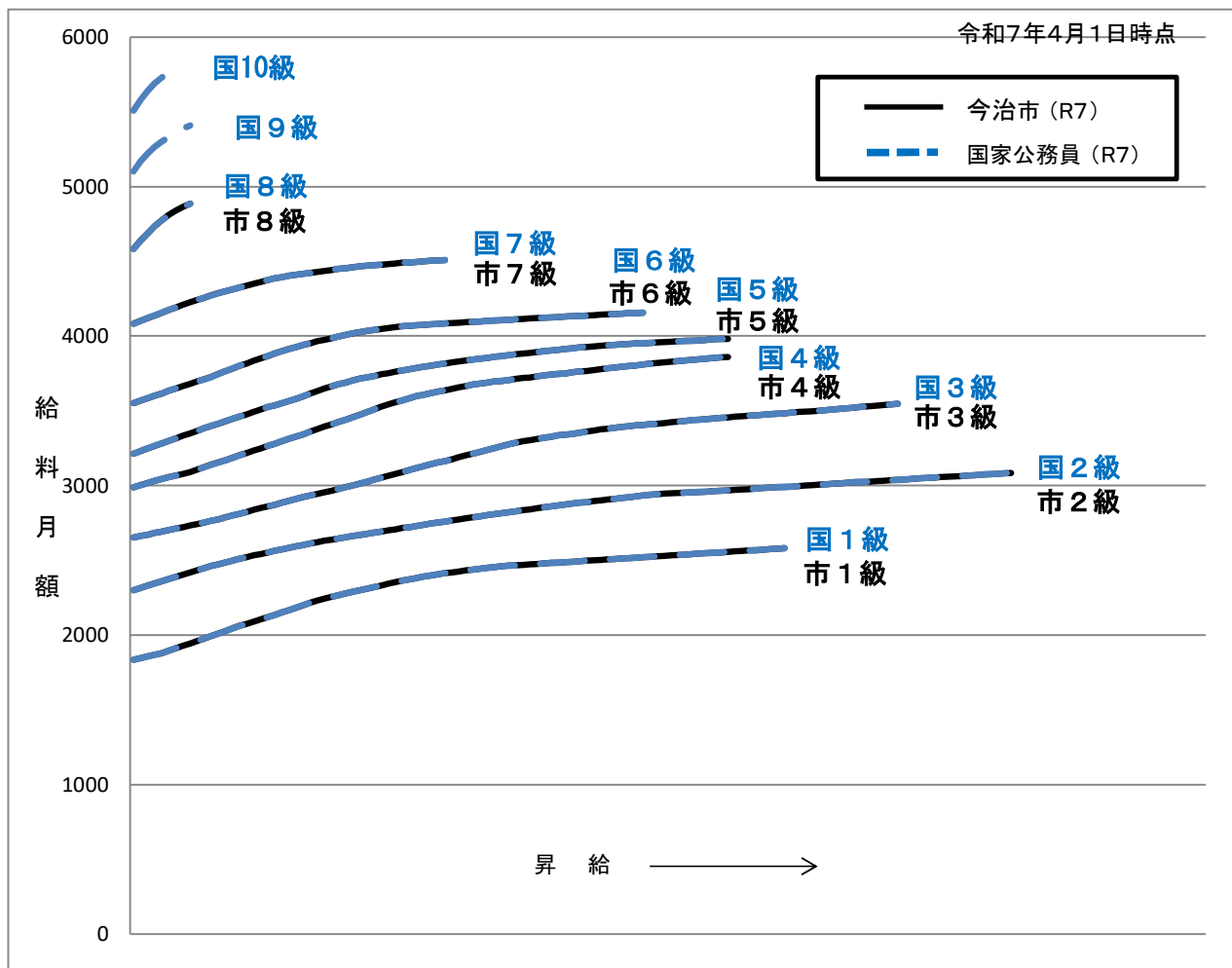
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	職員（役職無し）	86人	11.7%	183,500円	258,100円
2級	職員（役職無し）	108人	14.6%	230,000円	308,500円
3級	係長・主査	139人	18.8%	265,300円	354,700円
4級	課長補佐・係長	155人	21.0%	298,800円	386,100円
5級	支所課長・課長補佐	155人	21.0%	321,300円	398,200円
6級	支所長・本庁課長	67人	9.1%	355,200円	415,700円
7級	次長・支所長	17人	2.3%	408,300円	450,900円
8級	部長	11人	1.5%	458,300円	488,500円

- (注) 1 今治市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（今治市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

今 治 市	愛 媛 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,663 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,609 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（今治市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

今 治 市				国			
(支給率) 自己都合		応募認定・定年		(支給率) 自己都合		応募認定・定年	
基本額	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		基本額	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分			勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分			勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
	最高限度額 47.709 月分	47.709 月分			最高限度額 47.709 月分	47.709 月分	
調整率		83.7 /100		調整率		83.7 /100	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額		自己都合 11,560 千円 応募認定・定年 20,164 千円		—			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度普通会計決算）		2,522 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）		840,560 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20.0 %	3 人	20.0 %
愛媛県今治市	0.0 %	— 人	0.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度普通会計決算）		8,887 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）		19,837 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度普通会計決算）		37.4 %		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度)	令和6年度 支給単価	令和7年度 支給単価
滞納整理業務手当	税等外勤して滞納金の徴収及び納入の督促に従事する職員	0 千円	1日 200円	1日 200円
	税等の搬出等業務（交付要求等書類手続業務を除く。）に従事する職員	0 千円	1件 500円	1件 500円
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで並びに第7項及び第8項に規定する感染症の防疫作業に従事した職員	5 千円	1日 300円	1日 300円
	樹木等の消毒作業に従事した職員	49 千円	1日 300円	1日 300円
ケースワーカー手当	要保護世帯のため外勤した職員	458 千円	1日 200円	1日 200円
死亡人取扱手当	死体処理に従事した職員（養護老人ホームに勤務する職員は1体1,000円）	440 千円	1体 10,000円	1体 10,000円
清掃等作業手当	ごみ処理場内又は最終処分場内で、整備、修理、運転等作業に従事した職員	678 千円	1日 400円	1日 400円
	し尿採取若しくは汚泥除去若しくはし尿貯留槽内の点検、清掃若しくは修繕又は汚水管渠内作業に従事した職員	77 千円	1日 300円	1日 300円
	急傾斜法面における除草又は清掃作業に従事した職員	71 千円	1日 300円	1日 300円
	犬猫死体処理又は野犬等捕獲作業に従事した職員	107 千円	1件 300円	1件 300円
用地交渉手当	用地買収（補償を含む。）交渉事務に従事した職員	29 千円	1日 200円	1日 200円
高所等危険作業手当	樹木のせん定で地上3メートル以上の高所で作業に従事した職員	84 千円	1日 300円	1日 300円
	建築現場等で地上10メートル以上の壁面で作業に従事した職員	0 千円	1日 200円	1日 200円
	栈橋昇降等非常時において港湾施設内等で海上作業を伴う業務に従事した職員	0 千円	1日 500円	1日 500円
深夜呼出勤務手当	深夜（22時～5時）に招集され、緊急業務に従事した職員（時間外勤務手当が支給される職員）	131 千円	1件 1,000円	1件 1,000円
	深夜（22時～5時）に招集され、緊急業務に従事した職員（時間外勤務手当が支給される職員を除く。）	963 千円	1件 3,000円	1件 3,000円
夜間特殊業務手当	養護老人ホームにおける介護の業務について、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（22時～5時）において行われる業務に従事した職員	306 千円	1回1,600円 （深夜（22時～5時）における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、600円）	1回1,600円 （深夜（22時～5時）における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、600円）
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う応急作業に従事した職員	57 千円	1日 730円 （業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては365円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては730円をそれぞれ加算）	1日 730円 （業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては365円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては730円をそれぞれ加算）

	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う巡回監視、災害状況調査等に従事した職員	0 千円	1日 480円 (業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては240円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては480円をそれぞれ加算)	1日 480円 (業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては240円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては480円をそれぞれ加算)
出勤手当	消火（原因調査を含む。）及び救助作業に従事した消防吏員	213 千円	1件 100円	1件 100円
	救急業務に従事した救急救命士	2,283 千円	1件 150円	1件 150円
	救急業務に従事した消防吏員	1,755 千円	1件 100円	1件 100円
	消防救急艇の操船業務（訓練を含む。）に従事した船舶海技の資格を有する消防吏員	47 千円	1勤務日 150円	1勤務日 150円
	消防救急艇に乗務（訓練含む。）した職員	26 千円	1勤務日 100円	1勤務日 100円
高所作業手当	地上10メートル以上の屋外で消防業務に従事した消防吏員	357 千円	1勤務日 200円	1勤務日 200円
潜水手当	潜水用具を使用して潜水業務に従事した消防吏員	37 千円	1件 1,000円	1件 1,000円
	潜水用具を使用して訓練に従事した消防吏員	131 千円	1勤務日 500円	1勤務日 500円
死亡人取扱手当	死亡人取扱（疾病による場合を除く。）に従事した消防吏員	673 千円	1件 1,000円	1件 1,000円
深夜呼出勤務手当	深夜(22時～5時)に招集され、緊急業務に従事した消防吏員(時間外勤務手当が支給される消防吏員)	139 千円	1件 1,000円	1件 1,000円
	深夜(22時～5時)に召集され、緊急業務に従事した消防吏員(時間外勤務手当対象外職員は1件3,000円)	63 千円	1件 3,000円	1件 3,000円
新型コロナウイルス感染症対応手当	下に掲げる作業以外の作業	0 千円	1日 3,000円	1日 3,000円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業	0 千円	1日 4,000円	1日 4,000円

(注) 手当ごとの支給実績には、普通会計以外の会計（水道企業会計除く）からの支給額を含みます。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度普通会計決算）	332,910 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）	395 千円
支給実績（令和5年度普通会計決算）	295,024 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）	363 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度普通会計決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (R6 普通会計)
扶養手当	①配偶者 【行政職給料表（一）】 ・職務の級：8級（部長級） 廃止 ・職務の級：7級（次長級）以下 3,000円 ②子 1人につき11,500円 ・高校生、大学生については、5,000円加算 ③配偶者及び子以外 【行政職給料表（一）】 ・職務の級：8級（部長級） 1人につき3,500円 ・職務の級：7級（次長級）以下1人につき6,500円	同	142,289 千円
住居手当	借家・借間 ・月額23,000円以下の家賃の場合 家賃額－12,000円 ・月額23,000円を超え55,000円未満の家賃の場合（家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 ・月額55,000円以上の家賃の場合 27,000円	やや異なる	79,349 千円
通勤手当	①交通機関など利用者・・・定期券等購入代金相当額・限度額55,000円（西瀬戸自動車道利用者は別途限度額設定） ②交通用具使用者 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km10,000円 20～25km12,900円 25～30km15,800円 30～35km18,700円 35～40km21,600円 40～45km24,400円 45～50km26,200円 50～55km28,000円 55～60km29,800円 60km以上 31,600円	やや異なる	102,919 千円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対して支給 【行政職給料表（一）】 ・8級（部長級） 94,000円 ・7級（次長級） 72,000円 ・6級（課長〔本庁〕級） 65,000円 ・5級（支所課長、通信指令室長、分署長、当直指令、建築主事課長補佐） 47,300円 （地域教育課長、課長補佐級） 41,900円 ・4級（通信指令室長補佐、当直指令、建築主事課長補佐） 41,900円 （課長補佐級） 31,000円	支給金額が異なる	201,875 千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時に勤務した場合若しくは週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・週休日又は休日 役職に応じて6,000円～12,000円/1回の定額 ・週休日等以外午前零時～午前5時 役職に応じて3,000円～6,000円/1回の定額	同	13,359 千円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 ・4,400円/1回	同	0 千円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	55,635 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた得た額	同	19,303 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	982,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,088,000 円/ 884,000 円
	副市区町村長	807,000 円	893,000 円/ 708,000 円
報酬	議長	585,000 円	630,000 円/ 452,000 円
	副議長	529,000 円	550,000 円/ 400,000 円
	議員	492,000 円	520,000 円/ 370,000 円
期末手当	市区町村長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	副市区町村長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方法) 今治市特別職の職員の退職手当に関する条例の規定に基づき、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数（48月を超えるときは、48月）を乗じて得た額に市長は100分の48を、副市長は100分の32を乗じて得た額	
	副市区町村長	(支給時期) 任期ごと	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

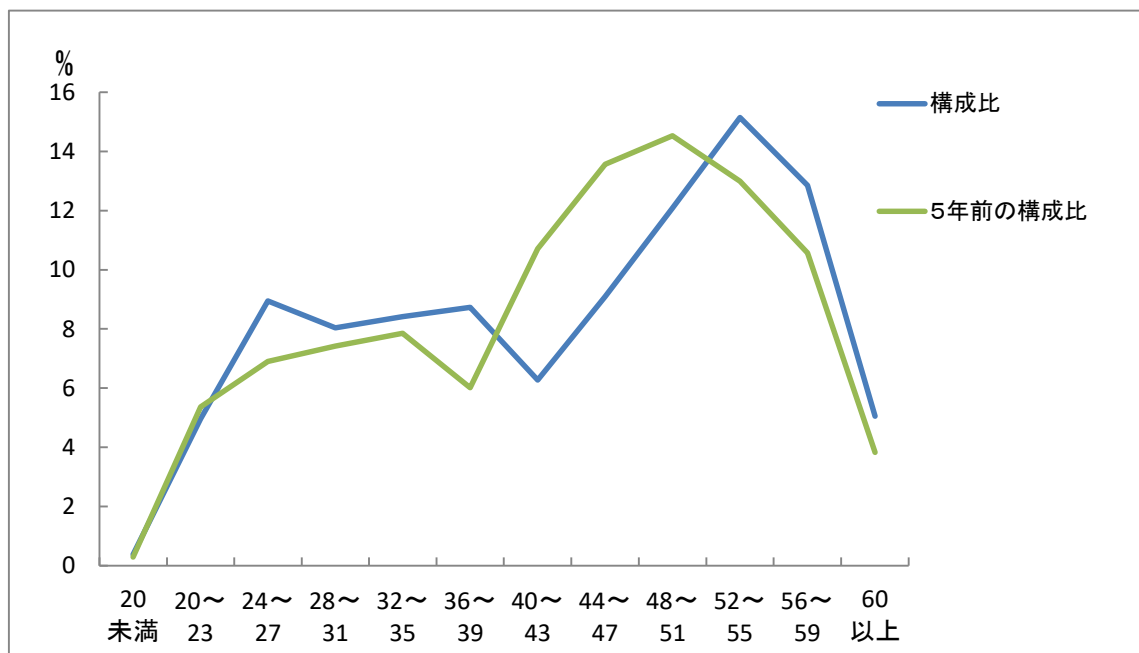
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	
		総務企画	237	227	△ 10	
		税務	52	51	△ 1	
		民生	256	270	14	
		衛生	92	89	△ 3	
		労働	3	2	△ 1	
		農林水産	58	54	△ 4	
		商工	56	58	2	
	土木	124	119	△ 5		
		計	887	879	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.51 人 (類似団体の人口 1万人当たり職員数) 53.09 人
	教育部門	102	102	0		
	消防部門	218	216	△ 2		
	小計	1,207	1,197	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.04 人 (類似団体の人口 1万人当たり職員数) 71.43 人	
公営企業会計等部門	水道	水道	35	35	0	
		交通	5	5	0	
		下水道	34	34	0	
	その他	43	36	△ 7		
	小計	117	110	△ 7		
	合計	1,324 [1,845]	1,307 [1,845]	△ 17 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.49 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、退職者や派遣職員を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	65人	117人	105人	110人	114人	82人	119人	158人	198人	168人	66人	1,307人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	903	883	900	891	887	879	▲ 24 (▲ 2.7%)
教育	117	113	103	103	102	102	▲ 15 (▲ 12.8%)
消防	216	216	221	217	218	216	0 (0.0%)
普通会計 計	1,212	1,224	1,224	1,211	1,207	1,197	▲ 15 (▲ 1.2%)
公営企業等会計 計	127	121	115	116	117	110	▲ 17 (▲ 13.4%)
総合計	1,339	1,345	1,339	1,327	1,324	1,307	▲ 32 (▲ 2.4%)

（注）各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道企業会計

①職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	総純益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度 総費用に占める 職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
令和6	6,564,755	245,984	299,305	4.6	4.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 市町村(政令 指定都市を除く)平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6	35	147,242	36,862	60,718	244,822	6,995	6,317

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

②職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月額
今治市（水道企業会計）	47.5 歳	343,289 円	652,859 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道企業会計	一般行政職
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,687 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,633 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道企業会計					一般行政職												
(支給率)		自己都合			応募認定・定年			(支給率)		自己都合			応募認定・定年				
基本額	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	基本額	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	基本額	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分		勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分		勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分		勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分		最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
	最高限度額	47.709	月分	47.709	月分		最高限度額	47.709	月分	47.709	月分		最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)					その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)												

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
愛媛県今治市	0.0 %	0 人	0.0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	50,300 円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	10,060 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	14.3 %			
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度)	令和6年度 支給単価	令和7年度 支給単価
深夜呼出勤務手当	深夜（22時～5時）に召集され、緊急業務に従事した職員（時間外勤務手当が支給される職員）	4 千円	1件 1,000円	1件 1,000円
	深夜（22時～5時）に召集され、緊急業務に従事した職員（時間外勤務手当が支給される職員を除く。）	3 千円	1件 3,000円	1件 3,000円
徴収手当	外勤して滞納使用料の集金に従事した職員	0 千円	1日 200円	1日 200円
漏水作業手当	汚泥等を伴う公道面漏水の復旧に従事した職員	43 千円	日額 300円	日額 300円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う応急作業に従事した職員	0 千円	1日 730円 (業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては365円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては730円をそれぞれ加算)	1日 730円 (業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては365円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては730円をそれぞれ加算)
	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う巡回監視、災害状況調査等に従事した職員	0 千円	1日 480円 (業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては240円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては480円をそれぞれ加算)	1日 480円 (業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては240円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては480円をそれぞれ加算)

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	21,046 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	842 千円
支給実績（令和5年度決算）	18,879 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	755 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同
扶養手当	①配偶者 【行政職給料表（一）】 ・職務の級：8級（部長級） 廃止 ・職務の級：7級（次長級）以下 3,000円 ②子 1人につき11,500円 ・高校生、大学生については、5,000円加算 ③配偶者及び子以外 【行政職給料表（一）】 ・職務の級：8級（部長級） 1人につき3,500円 ・職務の級：7級（次長級）以下1人につき6,500円	同
住居手当	借家・借間 ・月額23,000円以下の家賃の場合 家賃額－12,000円 ・月額23,000円を超え55,000円未満の家賃の場合（家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 ・月額55,000円以上の家賃の場合 27,000円	同
通勤手当	①交通機関など利用者・・・定期券等購入代金相当額・限度額55,000円（西瀬戸自動車道利用者は別途限度額設定） ②交通用具使用者 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km10,000円 20～25km12,900円 25～30km15,800円 30～35km18,700円 35～40km21,600円 40～45km24,400円 45～50km26,200円 50～55km28,000円 55～60km29,800円 60km以上 31,600円	同
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対して支給 【行政職給料表（一）】 ・8級（部長級） 94,000円 ・7級（次長級） 72,000円 ・6級（課長〔本庁〕級） 65,000円 ・5級（支所課長、通信指令室長、分署長、当直指令、建築主事課長補佐） 47,300円 （地域教育課長、課長補佐級） 41,900円 ・4級（通信指令室長補佐、当直指令、建築主事課長補佐） 41,900円 （課長補佐級） 31,000円	同
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時に勤務した場合若しくは週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・週休日又は休日 役職に応じて6,000円～12,000円/1回の定額 ・週休日等以外午前零時～午前5時 役職に応じて3,000円～6,000円/1回の定額	同
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 ・4,400円/1回	同

休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた得た額	同